不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>受診命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>総合福祉部障がい者福祉課給付係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市重度心身障がい者福祉手当支給条例 第８条
市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し障がいの程度について判定を受けるように命じることができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>福祉手当受給者のうち、受診を命ずる者を例示すると次のとおりとなる。
⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第１条の２第２号に規定する更生医療などにより、明らかに障がいが軽減したにもかかわらず、障がいの程度変更又は手帳の返還を行わず、手当支給を受けた者
⑵　身体障害者福祉法第１６条の規定による手帳の返還を命ぜられ、又は、条例第２条第１項第２号の規定により、手当の受給資格喪失の決定を受け、その決定に不服を申し立てる者</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td>この規定は、身体障害者福祉法１６条、第４７条が優先して適用されることを原則とする。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>